

## 青森県公共事業に係る事前評価及び継続評価の実施に関する要綱

平成 15 年 9 月 5 日

改正 平成 16 年 4 月 1 日

改正 平成 20 年 7 月 1 日

改正 平成 22 年 4 月 16 日

改正 平成 23 年 8 月 8 日

## (目的)

第 1 この要綱は、県が実施する公共事業（以下「事業」という。）について、事業種別ごとに事業を実施する予定の箇所（区間、区域、地区その他の国庫補助事業等に係る採択区分単位をいう。以下同じ。）の優先度を検討する上で有用な情報を得るとともに、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業を実施する予定の箇所に係る評価（以下「評価」という。）を行うことを目的とする。

## (評価の対象)

第 2 評価の対象とする事業は、県が事業主体である事業であって、翌年度に実施を予定している箇所のうち、2年以上継続して実施する予定の箇所（以下「事業箇所」という。）を対象とする。ただし、次に掲げる事業に係る箇所を除く。

- (1) 災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業
- (2) 維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業
- (3) 公共事業再評価の対象となっている事業

## (評価の実施主体)

第 3 評価は、事業箇所のうち新たに事業を実施する予定の箇所（以下「新規箇所」という。）を対象とする評価（以下「事前評価」という。）及びこれ以外の箇所を対象とする評価（以下「継続評価」という。）に区分し、その実施主体は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1次評価  
評価の対象となる事業箇所を所管する部局長が実施するものとする。
- (2) 2次評価  
1次評価を踏まえ、新規箇所について公共事業事前評価会議が実施するものとする。

## (評価の観点及び基準)

第 4 評価は、社会経済情勢（事業の必要性、有効性、優先性）、効率性等の観点から別紙 1 に定める基準により行うものとする。

- (1) 社会経済情勢
  - ア 必要性
    - (ア) 県民ニーズへの適合性
    - (イ) 県実施の妥当性又は上位計画との適合性
    - (ウ) 現状の課題又は将来の需要予測の把握状況
    - (エ) 手段の妥当性（代替案の検討状況）
  - イ 有効性
    - (ア) 県民満足度向上の視点から事業の実施によって得ようとしている成果
  - ウ 優先性
    - (ア) 事業実施の適時性
    - (イ) 地元の事業推進（協力）体制等の状況
- (2) 効率性
  - ア 費用対効果の状況
  - イ コスト縮減の検討状況
- (3) その他
  - ア 環境影響への配慮

イ 地域の立地特性

(評価の実施)

- 第5 評価の実施主体は、事業箇所について、評価を行い、対応方針案を作成するものとする。  
2 評価の結果及び対応方針は公表する。

(評価の実施の時期)

- 第6 評価は、財政課に対する翌年度予算に係る予算見積書提出前までに実施するものとする。

(評価調書)

- 第7 評価に用いる調書は、事前評価については別紙2「公共事業事前評価調書(個表)」及び別紙3「公共事業事前評価調書(総括表)」とし、継続評価については別紙4「公共事業継続評価調書(総括表)」とする。

(その他)

- 第8 この要綱に定めのない事項については、企画政策部長及び関係部局長が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成15年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月8日から施行する。

## 公共事業事前評価・継続評価実施に当たっての評価基準

### 1 評価項目ごとの評価基準

#### (1) 社会経済情勢(事業の必要性、有効性、優先性)

##### ①必要性(県民ニーズへの適合性)

区分	基準	説明
a	県民ニーズが高い。	・県民ニーズが把握されており、県民ニーズが高い。 (事業種別ごとに設定)
b	県民ニーズが低い。	・県民ニーズが把握されていない。又は県民ニーズが低い。

##### ②必要性(県実施の妥当性又は上位計画との適合性)

区分	基準	説明
a	県実施の妥当性、上位計画への適合性が高い。	(事業種別ごとに設定)
b	県実施の妥当性、上位計画への適合性が低い。	—

##### ③必要性(現状の課題又は将来の需要予測の把握状況)

区分	基準	説明
a	現状の課題又は将来の需要予測から事業の必要性が高い。	(事業種別ごとに設定)
b	現状の課題又は将来の需要予測が把握されていない。	—

##### ④必要性(手段の妥当性)

区分	基準	説明
a	手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。	—
b	手段には代替性があり、改善の余地がある。	—

##### ⑤有効性(県民満足度向上の視点から事業の実施によって得ようとしている成果)

区分	基準	説明
a	県民満足度向上の視点から、事業の実施により得ようとしている成果を把握している。	・成果にかかる指標を設定し、定量的な把握をしているもの。 ・成果について定性的な把握をしているもの。
b	県民満足度向上の視点から、事業の実施により得ようとしている成果が把握されていない。	—

##### ⑥優先性(事業実施の適時性)

区分	基準	説明
a	適時性が高い。	・ライフライン事業である。 ・当該事業の効果発現に関連する事業がある。 (上記以外の事業) ・ 2事業以上又は他省庁事業 ・ 1事業
b	適時性が低い。	・関連事業がないなど適時性が低い。

⑦優先性(地元の事業推進(協力)体制等の状況)

区分	基準	説明
a	事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制が整っている。	(事業種別ごとに設定)
b	事業を円滑に進めるための地元の推進(協力)体制等が整っていない。	—

(2)効率性(費用対効果の状況、コスト削減の検討状況)

①効率性(費用対効果の状況)

区分	基準
a	(事業種別ごとに設定)
b	国の採択基準以下のもの

(注) B/Cが算定されない事業は評価対象外。

②効率性(コスト削減の検討状況)

区分	基準	説明
a	コスト削減対策が十分検討されており、コスト削減の余地がない。	・「青森県公共事業コスト構造改善プログラム(H21.3策定)」に対応した計画となっている。
b	コスト削減対策について検討されていない。又は、コスト削減の余地がある。	・「青森県公共事業コスト構造改善プログラム(H21.3策定)」に対応した計画となっていない。

(3)環境影響への配慮

①環境影響への配慮

区分	基準	説明
a	第6次青森県環境計画に対応した事業を実施できるもの。	・「開発事業等における環境配慮指針」への対応状況が、「配慮している」としているもの。
b	第6次青森県環境計画に対応した事業を実施できないもの。	・「開発事業等における環境配慮指針」への対応状況が、「配慮していない」としているもの。

## 2 総合評価

「社会経済情勢(必要性、有効性、優先性)」、「効率性」、「環境影響への配慮」の各評価項目の合計評価点数(合計点数を100点換算したもの)、B/Cなどを参考に、事業種別ごとの優先順位付けを行う。

# 公共事業事前評価調書(個表)

整理番号	—
------	---

担当部課室名	電話番号	017 - 734 -
	E-MAIL	@pref.aomori.lg.jp

## 1 事業概要

事業区分		箇所名等		市町村名	
事業種別(事業名)					
事業方法	○ 国庫補助 ○ 交付金 ○ 県単独		財源・負担区分	○国 % ○県 % ○市町村 % ○その他 %	
事業予定期間	令和 年度 (※) ~ 令和 年度	※着手区分: 工事、調査			
事業目的					
主な内容	【計画の具体的な内容】 (工種、規模、工程等)				
事業費	計画総事業費(百万円) (うち用地費)	主要工種別積算内訳			
		(1)	百万円	(4)	百万円
	百万円	(2)	百万円	(5)	百万円
	( 百万円 )	(3)	百万円	(6)	百万円

## 2 評価指標及び項目別評価

(1) 社会経済情勢			点
必要性	【県民ニーズの把握方法】	【県民ニーズへの適合性】	a . b ( )
	【県実施の妥当性又は上位計画との適合性】		a . b ( )
	【現状の課題又は将来の需要予測の把握状況】		a . b ( )
	【手段の妥当性】		a . b ( )
有効性	【県民満足度向上の視点から事業の実施によって得ようとしている成果】		a . b ( )
優先性	適時性		a . b ( )
	地元の推進体制等		a . b ( )

(2) 効率性				点
区分	主な項目		金額	補足説明
費用対効果分析	費用項目 (C)	(1)	百万円	
		(2)	百万円	
		(3)	百万円	
		(4)	百万円	
		(5)	百万円	
		総費用	- 百万円	
	便益項目 (B)	(1)	百万円	
		(2)	百万円	
		(3)	百万円	
		(4)	百万円	
		(5)	百万円	
		総便益	- 百万円	
	B/C			a . b ( )
	費用便益比算定手法	【費用便益比算定手法】 【特記事項】		
	その他の効果	【B/C以外で定量的・定性的に把握できる効果・費用】		
コスト縮減の検討状況				a . b ( )

(3) 環境影響への配慮				点
環境影響への配慮	【開発事業等における環境配慮指針への対応】			a . b ( )
	(1) 対応状況 ○ 配慮している ○ 配慮していない			
	(2) 区分			
	自然環境の保全に係る配慮	○ 水循環・水環境への配慮 ○ 緑地・森林・自然景観等への配慮 ○ 身近な自然環境への配慮 ○ 野生動植物への配慮 ○ 温泉への配慮		
	大気環境及び水環境等の生活環境の保全に係る配慮	○ 大気環境への配慮 ○ 水環境への配慮 ○ 騒音・振動の防止に係る配慮 ○ 地盤環境への配慮		
	資源循環や廃棄物の適正処理に係る配慮	○ 資源循環や廃棄物の適正処理に係る配慮		
快適環境への配慮	○ 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造に係る配慮 ○ 良好な景観への配慮 ○ 歴史的・文化的環境への配慮			
地球環境への配慮	○ 地球環境への配慮			
(3) 対応内容				

(4) 地域の立地特性	
地域の立地特性	

3 総合評価						
評価結果	合計点数	点	B/C	順位	位 / 事業	
	評価点数	点				

4 対応方針		
対応方針	<input type="checkbox"/> 着手	<input type="checkbox"/> 保留



